

議案第54号

渋川市営伊香保ロープウェイ条例を次のように制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営伊香保ロープウェイ条例

渋川市営伊香保ロープウェイ条例（平成18年渋川市条例第187号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 伊香保地区における観光客の交通の利便を図ること及び観光振興に寄与することを目的として、渋川市営伊香保ロープウェイ（以下「ロープウェイ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ロープウェイの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 渋川市営伊香保ロープウェイ

位置 不如帰駅（渋川市伊香保町伊香保560番地1）から見晴駅（渋川市伊香保町伊香保549番地3）まで

（管理）

第3条 ロープウェイの管理は、市長が行う。

（乗車）

第4条 ロープウェイに乗車しようとする者（以下「旅客」という。）は、運賃を納入し乗車券の交付を受けなければならない。

（運賃）

第5条 運賃は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の運賃を減額し、又は免除することができる。

（乗車の制限）

第6条 市長は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、乗車を拒むことができる。

（1） 他の旅客に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者及びこ

れらのおそれがある物品又は動物を携帯する者

(2) 感染性の疾病にかかっていると認められる者

(3) 泥酔している者

(4) その他市長が管理上支障があると認める者

(運賃の不還付)

第7条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) ロープウェイの管理上特に必要があるため、市長がその運行を停止したとき。

(2) 旅客の責めに帰することができない理由により、ロープウェイを利用することができないとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(ホール等)

第8条 不如帰駅の駅舎に次のホール又はギャラリー（以下「ホール等」という。）を置く。

(1) ほととぎすホール（1階）

(2) ギャラリー（2階）

(3) ときわホール（3階）

(4) ふれあいホール（4階）

(5) 展望ホール（5階）

(利用の許可)

第9条 ホール等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ホール等の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホール等の利用を許可しない。

(1) その利用がホール等の設置目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

(4) その利用がホール等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他ホール等の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(物品販売の禁止)

第11条 何人も、許可を受けずに、ホール等及び敷地内で入館者及び通行人を対象とした物品の販売その他これに類する販売行為をしてはならない。

(特別の設備の制限)

第12条 利用者は、ホール等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はホール等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ホール等への入館を拒否し、又はホール等からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者及びこれら

のおそれがある物品又は動物を携帯する者

(2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者

(3) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 第9条第1項の規定によりホール等を利用する場合において、有料の催し、物品販売等の利用をするときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 コインロッカーの使用料は、1回につき200円とする。

(使用料の減免)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) ホール等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ホール等を利用することができないとき。

(原状回復)

第18条 利用者は、ホール等の利用を終了したときは、速やかにホール等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第13条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(指定管理者による管理)

第19条 ロープウェイの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) ロープウェイの運行及び維持管理に関すること。

(2) ロープウェイの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条、第9条及び第12条から第14条までの適用については、第6条、第9条、第12条、第13条第1項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により業務を行わなければならない。

(1) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定を遵守すること。

(2) ロープウェイの維持管理を適正に行うこと。

(3) ロープウェイその他物件を破損し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。

(利用料金)

第21条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、第5条に規定する運賃又は第15条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を收受させる場合における第5条第2項、第7条、第16条及び第17条の規定の適用については、第7条及び第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項及び第16条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とする。

(損害賠償)

第 2 2 条 旅客、利用者等は、故意又は過失によりロープウェイを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の渋川市営伊香保ロープウェイ条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例による改正後の渋川市営伊香保ロープウェイ条例第 5 条及び第 1 5 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(渋川市伊香保温泉まちの駅・ふるさと交流館条例の廃止)

4 渋川市伊香保温泉まちの駅・ふるさと交流館条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 8 9 号）は、廃止する。

別表第 1（第 5 条関係）

区分		往復	片道
普通運賃	大人（中学生以上）	8 2 0 円	4 9 0 円
	小人（小学生以下）	4 1 0 円	2 4 0 円
団体運賃 (2 5 人以上)	学生団体	大人（中学生以上）	6 6 0 円
		小人（小学生以下）	3 7 0 円
	上記以外の 団体	大人（中学生以上）	7 4 0 円
		小人（小学生以下）	3 7 0 円

備考

- 1 1歳未満の乳児は無料とし、保護者の同伴する6歳未満の小人は、保護者1人につき1人に限り無料とする。
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合（介護を要する場合はその介護人の料金を含む。）で、身体障害者手帳を提示したときは、上記運賃から5割に相当する額を割り引く。
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合（介護を要する場合はその介護人の料金を含む。）で、精神障害者保健福祉手帳を提示したときは、上記運賃から5割に相当する額を割り引く。
- 4 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者が利用する場合（介護を要する場合はその介護人の料金を含む。）で、療育手帳を提示したときは、上記運賃から5割に相当する額を割り引く。
- 5 「学生団体」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所又は同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の行事として乗車する当該学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の生徒、児童又は園児及びその引率者の団体であって、当該学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の教職員が引率するものとする。
- 6 2から4までによる割引後の普通運賃に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 7 2から4までによる割引後の団体運賃に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ、乗車人員数を乗じる。

別表第2（第15条関係）

区分	単位	使用料
----	----	-----

ほととぎすホール（1階）	1時間	1,000円
ギャラリー（2階）		
ときわホール（3階）		
ふれあいホール（4階）		
展望ホール（5階）		

理 由

伊香保温泉まちの駅・ふるさと交流館を市営伊香保ロープウェイと一体の施設として管理するため、条例の全部を改正しようとするものである。